

「合格テキスト」は、イラストや図を数多く掲載し、基礎から応用まで、わかりやすい表現を用いて丁寧に解説。初学者の方でも、着実に法律知識を身につけていくことができます。

## 民法入門



### 民法の全体構造（契約の一生）

#### ～この Chapter で学ぶ項目～

- Section 1 序説
- Section 2 契約の主体と客体
- Section 3 契約の成立とその効果
- Section 4 契約の効果①（債権債務の発生）
- Section 5 契約の効果②（所有権の移転）
- Section 6 金銭債権の履行確保

## Section 1 序説

### 1 民法とは

#### 1 私的自治の原則

民法とは、私法（個人相互の私的生活関係を調整する法律）の中で最も基本となる法律である。

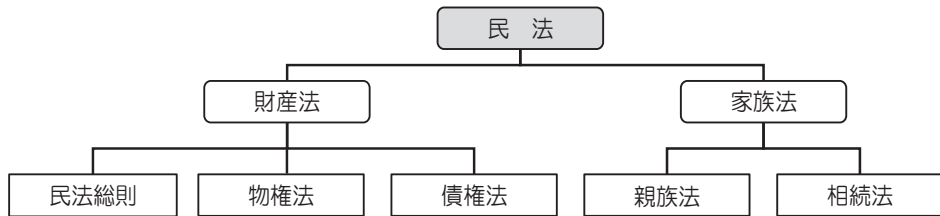
私たちは、自分の意思で自由に契約を結んだり、財産を処分したりすることができる。反対に、自分の意思によらず権利を取得することはなく、義務を負うこともない。これを「私的自治の原則」という。

しかし、私たちの社会において、法律関係を意識せずに契約を結んでしまったり、契約内容が明確でないために法的なトラブルが発生してしまったりすることもある。そこで、そのようなトラブルを解決するためにルールが必要となる。このルールの最も基本となるものこそが民法なのである。

<p><b>11 民法とはどのような法律か？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 私たちの生活関係を調整する法律(私法)の中で最も基本となる法律</li> <li>☑ 私法の原則: 私的自治の原則             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 契約自由の原則: 契約をするかどうか? 誰と契約をするか? どのような内容の契約にするか? は原則、自由</li> </ul> </li> <li>☑ 当事者間で定めなかった事項について、民法で解決</li> </ul> <p style="text-align: right; font-size: small;">Φtojuku</p>	<p><b>12 当事者の特約vs民法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う(91条)。</li> <li>☑ 任意規定と異なる意思表示 &gt; 任意規定             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする(90条)。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right; font-size: small;">Φtojuku</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ② 財産法と家族法

民法は、大きく分けて、財産法と家族法とに分かれる。財産法とは、主に契約など個人の財産にかかわるものについてまとめたものをいう。これに対して、家族法とは、認知、養子などの親子関係や相続についてまとめたものである。財産法と家族法はさらに以下のように分かれる。

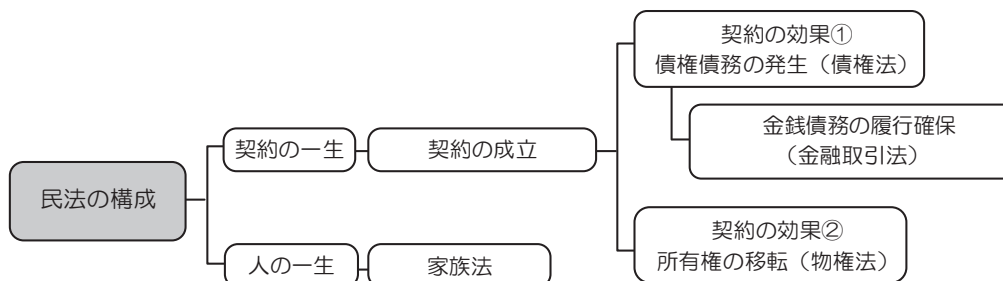


## ③ 民法の構成

日本の民法は、パンデクテン方式といって、共通部分を前へ前へとくり出すシステムをとっている。したがって、現実の法律関係と規定の配列がうまく対応していない。例えば、売買に関する規定を知りたいとき、売買の節だけ見るのでは足りず、手前にある契約総則の規定や、さらに手前にある債権総則、民法総則も見なければならない。

よって、民法を効率的に学習するためには、現実の法律関係(契約などによって生じる市民間の権利や義務の関係)を想像して、それぞれのテーマのイメージを最初につかんでしまうことが大切である。

本テキストでは、この視点で1つの契約（売主のAさんと買主のBさんが建物の売買契約を締結した）を題材にその契約の中で具体的にどのような問題が民法上生ずるのかということについて述べていく。

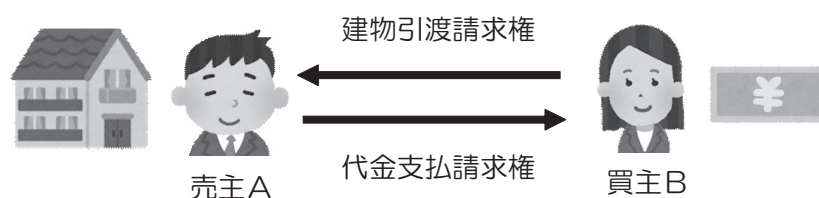


また、このような法律体系をとっていることから、今後の勉強では「常に民法全体を視野に入れる」という発想が大切になる。

## 2 権利（債権）と義務（債務）

### Case 1

売主Aと買主Bとの間にA所有の甲建物について売買契約が締結された。



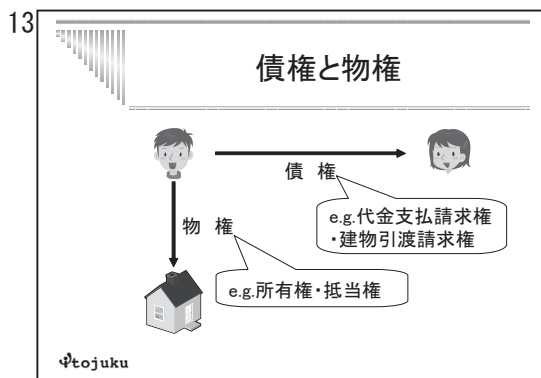
売買契約が締結されると、契約を結んだ当事者の間には債権と債務が発生する。

債権	特定人が他の特定人に対して一定の行為（給付）を請求することを内容とする権利
債務	特定人が他の特定人に対して一定の行為（給付）をすることを内容とする義務

**Case 1** では、買主Bは、売主Aに対して建物引渡請求権（権利、債権）を有し代金支払債務（義務、債務）を負う。これに対して、売主Aは、買主Bに対して代金支払請求権（権利、債権）を有し建物引渡債務（義務、債務）を負うことになる。

少し注意が必要なのは、債権者と債務者の地位は着目する権利によって異なるということである。建物の引渡しに着目すれば、買主Bは債権者、売主Aは債務者ということになり、金銭の支払に着目した場合、売主Aは債権者、買主Bは債務者ということになる。

なお、人に対して持つ権利を債権というのに対し、物に対して持つ権利を物権という。所有権や抵当権が物権の代表例である。

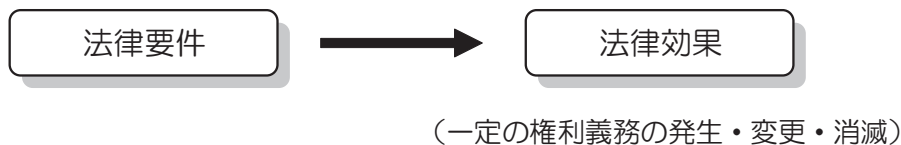


### 3 法律要件と法律効果

売買契約が締結されたならば、買主Bは代金を支払わなければならない。このように、民法上の法律関係は、「～ならば、～である」という形をとる。この「～ならば」という部分を法律要件、「～である」の部分を法律効果という。

**Case 1** でいえば、売買契約の締結が「法律要件」で、代金支払債務と建物引渡債務の発生が「法律効果」ということになる。

このように民法は、一定の法律要件を満たせば、一定の法律効果が生じるという形で規定されている。したがって、民法を学習する際には、この法律要件、法律効果についての理解が必要となる。



## Section 2

### 契約の主体と客体

契約の一生に入る前に、まずは、どのような存在が売主や買主という契約の主体となり得るのか、また、どのような存在を目的にして契約をすることができるのかについて見ていく。

#### 1 契約の主体（自然人と法人）

##### Case 2

とても賢いラブラドルレトリバーのゴン太は、自分の所有する犬小屋を、ミニチュアダックスフンドのルークに売却した。

民法上、契約を締結することができる主体は人だけである。人とは、権利（債権、物権）や義務（債務）の帰属主体となり得る地位（権利能力）を持つ者をいう。権利能力は、売主や買主という契約の当事者となることができる資格と考えても構わない。

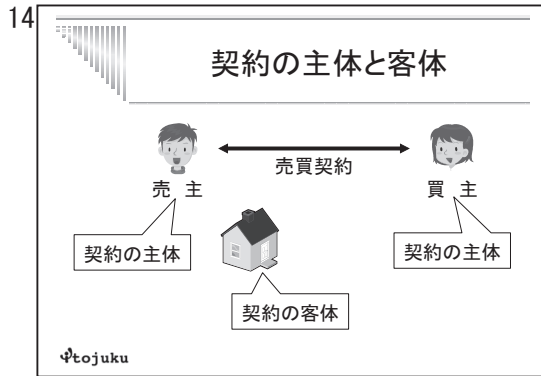
そして、民法において、人は自然人と法人に分類される。

自然人とは、私たち人間のことであり、自然人は、出生によって権利能力を取得し（3条1項）、死亡によって権利能力を失う。

法人とは、法律が権利義務の主体として特に認めたもので、自然人以外のものをいう。例えば、株式会社がその典型である。会社は、設立の登記をすることによって権利能力を取得する。

Case 2 において、ゴン太とルークは自然人でも法人でもなく、権利能力の主体と認められないので、犬小屋についての売買契約を締結することはできない。そもそもゴン太が「自分の所有する犬小屋」という表現も間違っている。権利能力がない以上、犬小屋の所有権の帰属主体にゴン太はなれないからである。

なお、権利能力は権利義務の帰属主体となり得る地位を意味するので、権利能力があることは、その者が契約を有効に締結できることを意味するわけではない。すなわち、契約などの法律行為の当事者が意思能力を有しなかった場合、その法律行為は無効となる（3条の2）。



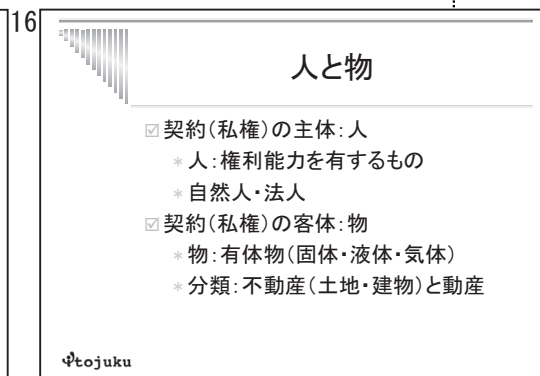
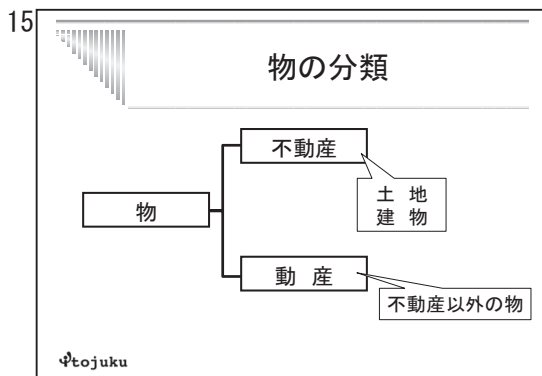
## 2 契約の客体（不動産と動産）

### Case 3

売主Aと買主Bとの間で、甲建物を目的物とする売買契約が締結された。

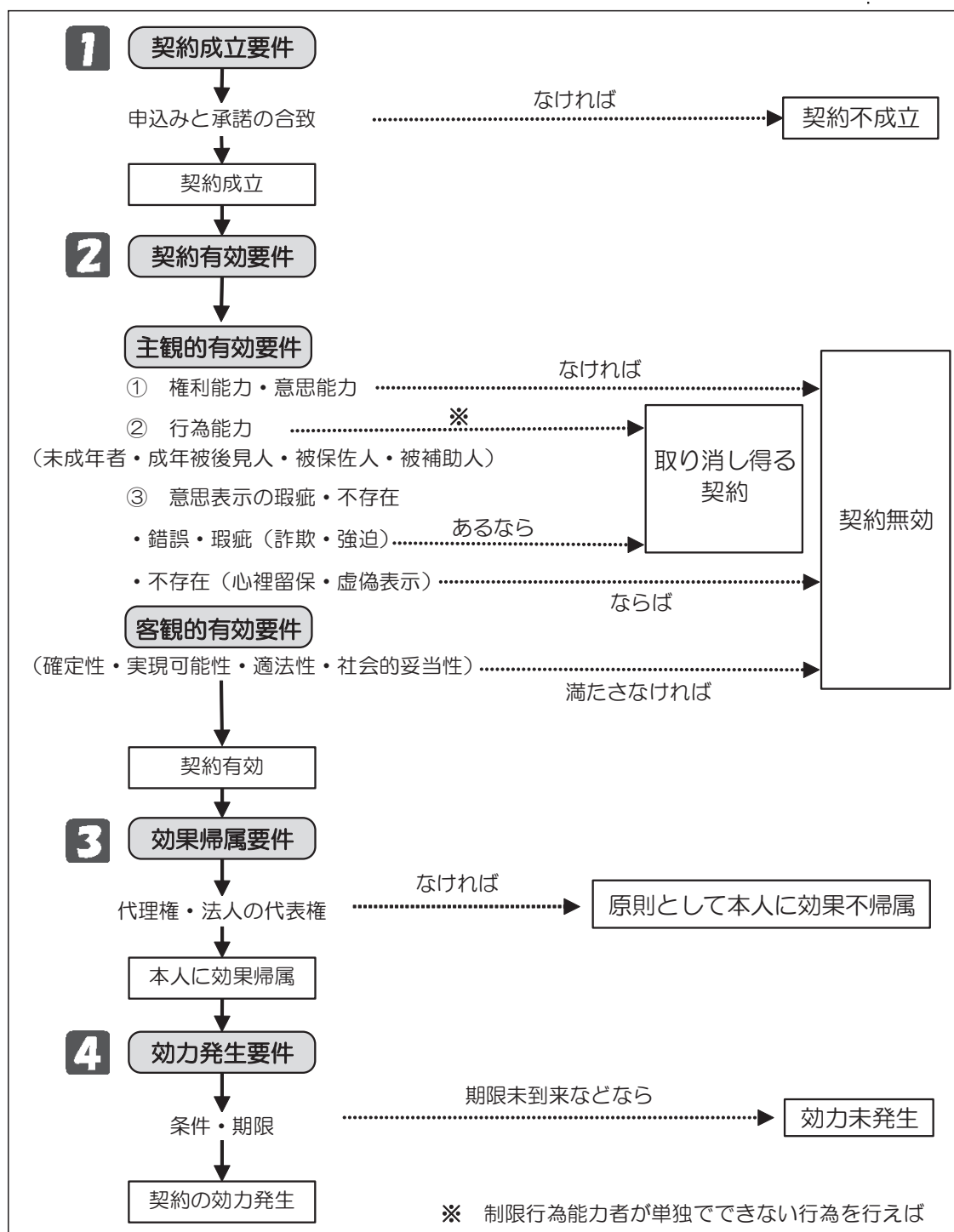
甲建物のように権利の客体となるものを、民法上「物」という。民法が規定している「物」は、不動産と動産とに分かれる。不動産とは、土地及びその定着物（建物や樹木）をいい（86条1項）、動産とは、不動産以外の物をいう（同条2項）。

不動産と動産ではその取扱いが異なることがある。



## Section 3 契約の成立とその効果

それでは、契約の一生を見ていこう。まずは、契約はどのような要件を満たせば、効力を生じるのであろうか。この点、①契約成立要件、②契約有効要件、③効果帰属要件、④効力発生要件の4つの要件を満たすと契約は効力を生じると解されている。



## 1 契約の成立要件

### Case 4

売主Aと買主Bとの間の売買契約は、売主Aが「甲建物を5,000万円で売ろう。」と言い、買主Bは「それじゃ、甲建物を5,000万円で買おう。」と言って締結された。

契約は、原則として、申込みと承諾の2つの意思表示が合致することによって成立する（522条1項。諾成契約⇔要物契約）。通常、不動産の売買契約などの際には、契約書を作成することが一般的であるが、契約書は契約の成立とその内容に関して将来紛争が生じたときのための証拠となるにすぎず、その作成は契約の成立要件ではない（同条2項。不要式契約⇔要式契約）。

なお、消費者を保護する諸法律によって、事業者には消費者に対して書面を交付しなければならないことがある。

**Case 4** において、売主Aの「甲建物を5,000万円で売ろう。」という申込みと、買主Bの「それじゃ、甲建物を5,000万円で買おう。」という承諾の意思表示は合致しているので、売主Aと買主Bとの間で売買契約は成立している。

## 2 契約の有効要件

### Case 5

売主Aは、17歳であった。Aには親権者として父Bと母Cがいたが、B及びCの同意を得ずに売買契約を締結した。

申込みと承諾が合致して契約が成立すれば、意思表示どおりに法律効果が発生するのが原則である。

しかし、契約が成立したとしても、契約当事者（主体）や意思表示、契約内容について問題があるときには、そのままの法律効果を発生させるわけにはいかない場合がある。そこで、このような場合、契約は無効、あるいは取り消し得るものとなる。

**Case 5** において、売主Aは未成年者であり（4条）、原則として単独で有効な法律行為をすることができない制限行為能力者である（5条1項）。

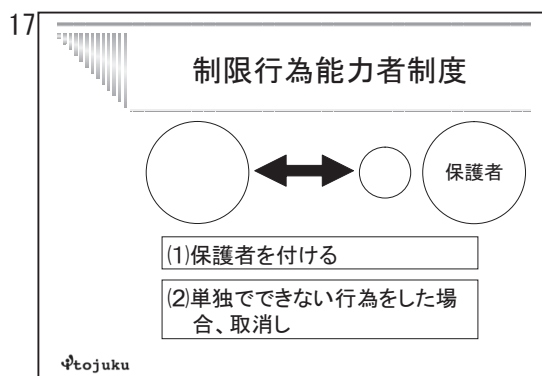
したがって、法定代理人（親権者等）の追認（取り消すことができる行為を取り消さずに、確定的に有効にする意思表示。122条）等がない限り、甲建物の売買契約は取り消すことができる（5条2項）。

そして、取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされる（121条）。

制限行為能力者は、通常の成年者と比べ、判断能力に劣るところがあるので、民法によって一定の保護を受け、①保護者が付くこと、②保護者の同意なくすることができない法律行為（契約等）をしてしまった場合、その法律行為を取り消すことができる。制



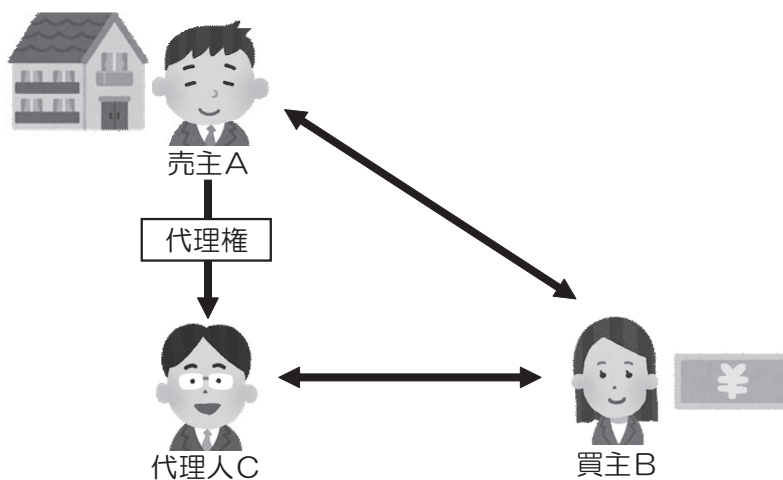
限行為能力者の類型には、①未成年者のほか、②成年被後見人（8条。保護者を成年後見人という。）、③被保佐人（12条。保護者を保佐人という。）、④被補助人（16条。保護者を補助人という。）がある。



### 3 契約の効果帰属要件

#### Case 6

売主Aは、不動産取引についてあまり詳しくなかったので、不動産取引に詳しいCに代理人になってもらった。



契約は、本人が自分で締結するのが原則であるが、他人を利用して有効に契約を締結できる場合がある。例えば、代理人に依頼して、契約を締結してもらうような場合である。

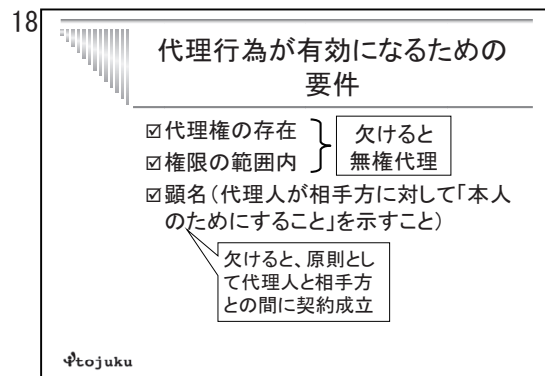
代理とは、顕名（代理人が相手方に対して「本人のためにすること」を示すこと）など一定の要件を満たせば、その代理人の行った契約の効果が、直接本人に帰属する制度をいう（99条）。

この代理制度には、法定代理のように、私的自治の補充（本人ができないために代理人が代わりに行うこと）を目的とする代理と、任意代理のように、私的自治の拡張（本人が自己の活動領域を広げるために代理人を利用すること）を目的とする代理とがある。

法定代理	本人の意思に基づかずに、代理権が直接法律の規定によって与えられる場合
任意代理	本人の意思に基づいて代理権が生ずる場合

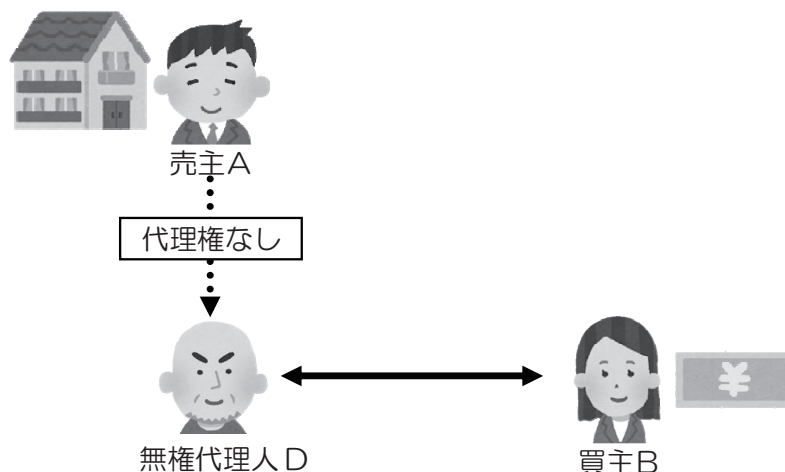
**Case 6** では、Cは、売主Aの代理人として、Aのために契約その他の法律行為を行うことができ、Cが代理権の範囲内で買主Bと行った代理行為の効果は、売主Aに帰属する。

なお、代理人は、選ばれた以上は、自らの意思決定のもと、本人のために活動する。この点、本人の意思決定のもと活動する「使者」とは異なる。また、代理はあくまでも代理人が代理行為を行うので、契約の当事者を結びつける「媒介（仲介ということもある。）」とは異なる。



**Case 7**

売主Aの知らないうちに、Dが勝手に売主Aの代理人を名乗って、買主Bと売買契約を結んでしまった。



代理人が、本人のためにすることを相手方に示して（顕名）、法律行為をしたにもかかわらず、代理権がなかったような場合（与えられた代理権の範囲を超えた場合も含む。）を無権代理という。無権代理の場合、原則として、本人に法律効果が帰属することはない（113条1項）。

しかし、本人が後からそれを認めた場合（これを追認という。同条項）や、相手方がその無権代理人の代理権を信じるのもやむを得ないと判断される場合（これを表見代理という。109条、110条、112条）には、本人に効果を帰属させることができる。

**Case 7**において、Dには代理権がないので、Dの行った行為は、売主Aに効果帰属しないのが原則である。もっとも、売主Aが追認したり、表見代理が成立した場合には、売主Aに効果帰属することになる。

19

**無権代理の概要**

- ☑ 無権代理行為は無効
- ☑ 本人は追認できる→有効になる
- ☑ 相手方の保護方法として
  - ※ 催告権
  - ※ 取消権
  - ※ 無権代理人に対する責任追及権
  - ※ 表見代理

ψtojuku

## 4 契約の効力発生要件

### Case 8

売主Aと買主Bとの間に締結された甲建物についての売買契約には、売主Aが今度の人事異動で海外の支店に転勤になったら売却するという条件が付いていた。

契約が成立し、有効であって、その効果が本人に帰属していても、それだけでは、契約の効力を主張できない場合がある。条件や期限が付いている場合である。

条件とは、法律行為の効力の発生又は消滅を将来の成否不確実な事実（例えば、「今年の行政書士試験に合格したら」など）にかからせるものをいい、期限とは、法律行為の効力の発生又は消滅を将来必ず到来する事実（例えば、「2022年1月27日」など）の発生まで延ばすものをいう。

また、条件には、条件が成就した時から効力を生ずる停止条件（127条1項。例えば、「今年の行政書士試験に合格したら、私の時計をプレゼントしよう。」）と、条件が成就した時から効力を失う解除条件（例えば、「私の時計をあげよう（時計の贈与契約）。ただし、今年の行政書士試験に合格したら、（時計の贈与契約を解除することにして）時計を返してね。」）とがある（同条2項）。

Case 8において、売主Aと買主Bとの間の売買契約には、今度の人事異動で海外の支店に転勤になったら売却するという停止条件が付いているので、この停止条件が成就しない限り、売買契約の効力は発生せず、買主Bは、甲建物の引渡しを請求することはできない。

## 5 契約の効果

以上のような過程を経て、契約が有効に成立すると、それを法律要件として一定の法律効果が生じる。

第1の法律効果が、債権・債務の発生である。甲建物の売買契約の場合、買主Bは、建物引渡請求権（権利、債権）を有し、代金支払債務（義務、債務）を負う。これに対して、売主Aは代金支払請求権（権利、債権）を有し、建物引渡債務（義務、債務）を負うことになる。

※ 売主は、買主に対し登記を備えさせる義務も負う（560条）。

第2の法律効果が、所有権の移転である。売買契約が締結されると、特約がない限り、その売買契約の成立と同時に、甲建物の所有権は、売主Aから買主Bに移転する。

## Section 4 契約の効果①（債権債務の発生）

### 1 契約総論（契約存続中の関係について）

#### Case 9

売主Aと買主Bとの間に、A所有の甲建物について売買契約が締結された。買主Bは、代金の支払をせずに、売主Aに対して建物の引渡しを求めている。

当事者双方に対価的な関係のある債務が発生する契約を双務契約という。

※ これに対して、当事者の一方のみに債務の発生する契約を片務契約という。

契約の存続中には様々な問題が生じるが、特に双務契約においては、各当事者の債務が対価的な相互依存関係にあるため、両債務は、双務契約上の債務として特殊な関係に立つ。この関係のことを牽連関係（牽連性）という。

建物引渡請求権

売主A	代金支払請求権	買主B
-----	---------	-----

Case 9において、売主Aと買主Bが締結した売買契約は、建物引渡請求権（債務）と代金支払請求権（債務）という双方に対価的な関係のある債務が発生する双務契約である。

この場合、当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒めるという同時履行の抗弁権を主張することができる（533条）。これを履行上の牽連性という。

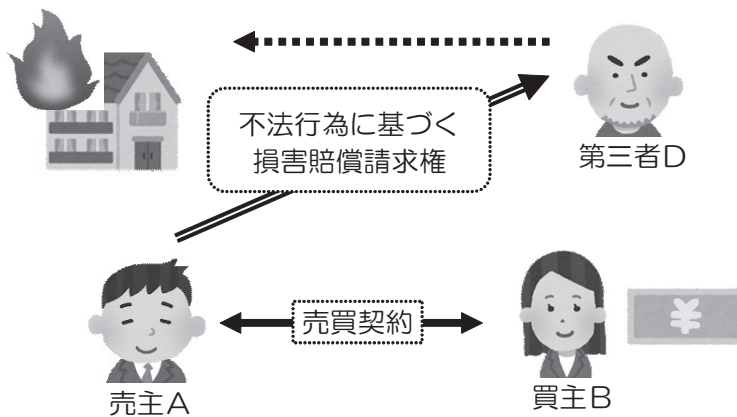
## 2 契約の不履行

### 1 目的物の滅失

#### 1 契約締結前の滅失

##### Case 10

売主Aが買主Bに対して売却した甲建物は、実際は契約締結日の前日に第三者Dの放火によって焼失していた。



契約成立時点において、すでに給付の内容が実現不可能である場合を原始的不能という。

原始的不能であっても、契約の効力は妨げられない。

そして、債務者（売主）に帰責事由があれば、債権者（買主）は履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することができる（412条の2第2項）。

また、債務者に帰責事由がなくても、債権者は、自らに帰責事由がある場合を除き（543条）、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる（542条1項1号。債務者に帰責事由がある場合も契約の解除をすることはできる。）。

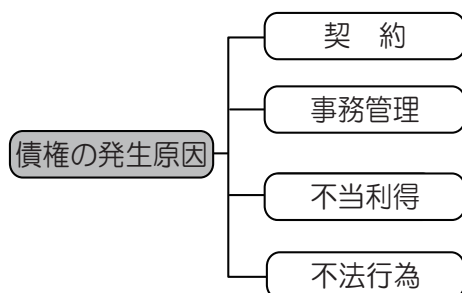
そして、債務者に帰責事由がなくても、解除をするまでの間、債権者は、自らに帰責事由がある場合を除き（536条2項）、反対給付の履行を拒むことができる（同条1項 危険負担）。

**Case 10** では、第三者Dの放火によって甲建物が焼失しているため、通常は、売主A・買主Bに帰責事由があるとは考えられない。

そこで、買主Bは売主Aに対して損害賠償請求をすることはできない。一方で、契約を解除することはできる。また、

契約の解除をするまでの間、買主Bは代金の支払を拒むことができる。

なお、甲建物を失った売主Aは、第三者Dに対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することができる。このように、債権の発生原因には、契約のほかにも不法行為などがある。



## 2 契約締結後引渡し前の滅失

### Case 11

売主Aが買主Bに対して売却した甲建物が、契約締結後引渡し前に焼失してしまった。

Case 11のような、契約締結後に給付の内容が実現不可能になった場合を後発的不能という。後発的不能の場合も、原始的不能の場合と処理は同様である。

すなわち、債務者（売主A）に帰責事由がある場合、債権者（買主B）は、①債務不履行に基づく損害賠償請求、②契約の解除をすることができる。

これに対して、債務者（売主A）に帰責事由がない場合で、債権者（買主B）に帰責事由がないとき、債権者（買主B）は、①契約の解除、②契約の解除をするまでの間、履行拒絶をすることができる。

一方、債務者（売主A）に帰責事由がない場合で、債権者（買主B）に帰責事由があるとき、債権者（買主B）には、原則として、とり得る手段はない。

なお、売主Aが買主Bに甲建物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後に甲建物がA・B双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主Bは、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

この場合において、買主Bは、代金の支払を拒むことができない（567条1項）。

## 2 履行遅滞

### Case 12

買主Bは、売買代金を支払った。しかし、売主Aは、履行期日を過ぎても、甲建物の所有権移転登記及び建物の引渡しをしようとしな

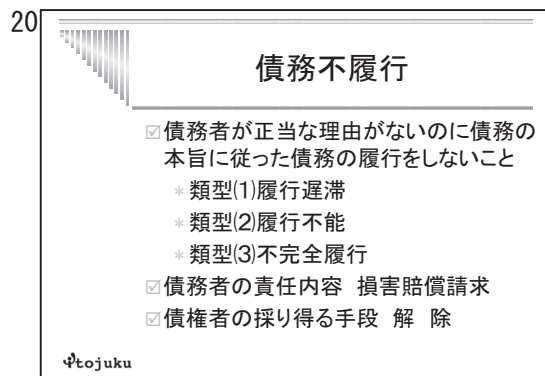
履行遅滞とは、債務の履行が可能であるにもかかわらず、履行期に履行しないことをいう。債務不履行の一類型である。

履行遅滞となったとき、債権者がとり得る手段として、①履行の強制（414条）、②債務不履行による損害賠償請求（415条）、③契約の解除（541条、542条）がある。

Case 12において、売主Aが任意に期日に移転登記債務や引渡債務を履行しなかったのであれば、買主Bは、①履行の強制（強制履行）をすることができる。

また、売主Aに帰責事由があれば、②債務不履行による損害賠償請求をすることができる。

さらに、買主Bは、売主Aの帰責事由の有無にかかわらず、③契約の解除をすることができる。



## 3 契約の履行（契約内容の不適合）

### Case 13

売主Aは、締結された売買契約に基づいて、買主Bに甲建物を引き渡した。その後、甲建物の一部に、契約前から存在した欠陥が発見された。

債権は、債務の弁済（債務の本旨に従って給付を実現することにより、債権の目的を達成してこれを消滅させること。履行ともいう。）によって消滅する（473条）。



そこで、建物のような特定物の引渡しが債権の目的である場合、どのように引き渡せば、弁済をしたことになるのだろうか。

民法は、この場合、契約及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならないとしている（483条）。

したがって、契約及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めているときは、その品質で引き渡さなければならないが、これができなければ、債務不履行（不完全履行）の問題となる。

そのため、**Case 13**において、引き渡された甲建物が品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主Bは、売主Aに対し、その修補による履行の追完を請求することができる（562条1項）。

また、履行の追完がないときは、買主Bは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる（563条1項、2項）。

さらに、契約の解除（541条、542条）や、売主Aに帰責事由があれば、損害賠償請求（415条）をすることができる（564条）。

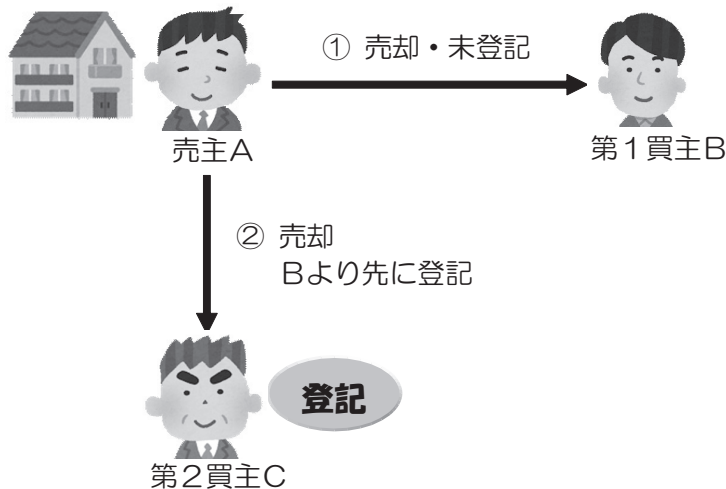
## Section 5

## 契約の効果② (所有権の移転)

## 1 不動産物権変動①

## Case 14

売主Aは、買主Bと甲建物の売買契約を締結した後、Cとの間でも甲建物の売買契約を締結した。そして、AはCに対して甲建物の所有権移転登記をした。



このような場合を二重譲渡という。

物権は、特定の物を直接的・排他的に支配する権利なので、同一の物につき同じ内容の物権が複数成立すると、第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害することになる。

そこで、物権変動は、当事者の意思表示のみによって効力を生じるが（176条）、起こった物権変動を第三者に対して主張していくためには対抗要件（不動産の場合は登記。177条）が必要とされる。

したがって、不動産の二重譲渡がなされた場合、先に登記を備えたほうが優先するのが原則である。

**Case 14**において、売主Aは、甲建物をBとCに二重譲渡しているが、登記を備えた第2買主Cが優先し、原則として、甲建物の所有権取得をBに対抗（主張）できる。

## 2 不動産物権変動②

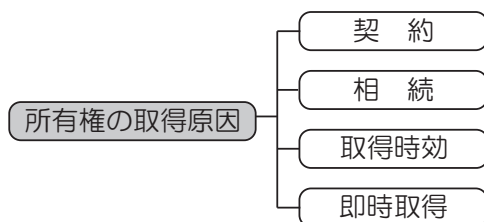
### Case 15

Aは、実際にはBの所有である甲土地を、23年間、所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有した。

一定の事実が継続する場合に、それが真の権利関係と一致するかどうかを問わず、継続した事実状態に即した権利関係を確定し得るとする制度を時効制度という。この時効制度には、一定期間権利が行使されなかったことによって、その権利が消滅する「消滅時効」と、一定期間の経過によって権利を取得する「取得時効」とがある。

Case 15において、Aは、Bの所有であった甲土地を、23年間、所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有している。したがって、Aは、所有権の取得時効の要件（162条）を満たしたと認められるので、甲土地の所有権を取得時効によって取得することができる。

このように、所有権は、契約の他に取得時効や相続などによっても移転する。



21

### 物権変動

- 物権変動があるか？
  - \* 意思表示（176条）
- 物権変動を第三者に対抗できるか？
  - \* 対抗要件
    - 登記（177条）
    - 引渡し（178条）

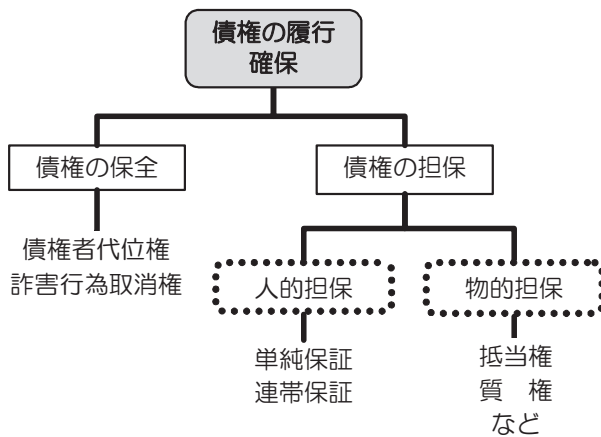
tojuku

# Section 6

## 金銭債権の履行確保

売買契約の効果である債権債務の発生及び所有権の移転については以上である。ところで、不動産の売買契約では、買主が手持ちの現金で全額を用意することは困難であり、一部を銀行から借り受けることが一般的である。

すなわち、買主は、頭金を準備し、残額を銀行から借り受け（ローンの設定）、それを売主に支払う。ここで、買主は売主に対して負っている債務は弁済することになるが（代金債権の消滅）、一方で新たに、銀行との関係で借り受けた金銭を支払う義務を負うことになる。そこで、このsectionでは、銀行（債権者）の立場で、債権を回収する方法について検討していく。



22

### 金銭債務の履行確保

☐債権があると言っても、実際に債務者に資力がなく、支払をできなければ、債権回収はできない。

☐そこで...

- \* 債権の保全(債務者に資力がなくならないようにする)
- \* 債権の担保(債務者の支払が滞っても債権回収できるようにする)

tojuku

23

### 責任財産の保全 (具体例: 詐害行為取消権)

債権者

唯一の財産  
だけどあげるよ

債務者

家の贈与

受益者

詐害行為取消権

tojuku

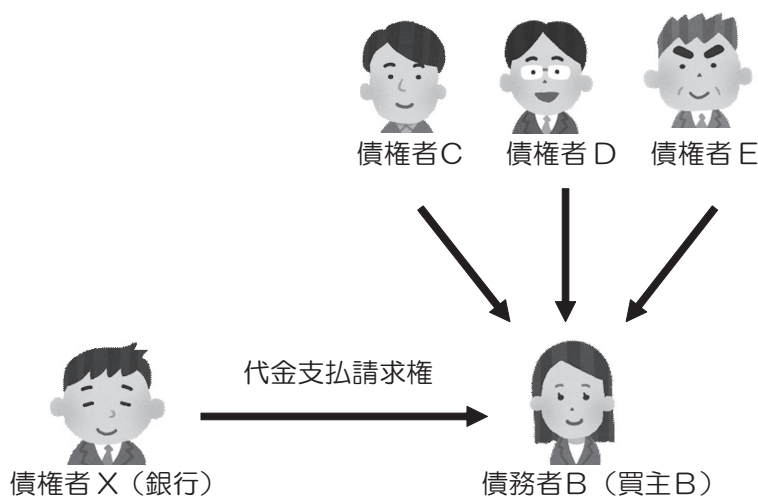
## 1 債権者平等の原則

### Case 16

買主Bは、X銀行からローンの設定を受け、売主Aに対し売買代金全額を支払うとともに、甲建物の引渡しを受け、また、所有権移転登記を完了した。しかし、その後、買主Bはローンの返済をできなくなってしまった。ローンの残高は4,000万円である。

債務者が債務を弁済しないとき、担保を持たない債権者（一般債権者）は、債務者の所有する財産に対して強制執行をして、自分の債権を回収することができる。ここに、債権回収の引当てとなる債務者の財産を責任財産という。

しかし、この強制執行も、債務者に責任財産がなければ絵に描いた餅である。また、たとえ責任財産があったとしても、債権者が複数いて責任財産が債権の総額に満たなければ、一般債権者は、自分の持っている債権額に応じて平等に分配を受けることになる（債権者平等の原則）。



**Case 16** において、X銀行が、Bに対して、4,000万円の金銭支払請求権を有していたとしても、他の債権者CDEがいて、Bの責任財産が債権の総額に満たない場合、X銀行は、債権額に応じた按分比例によって債権を回収することになる。例えば、C・D・EのそれぞれのBに対する債権が3,000万円・2,000万円・1,000万円だったとする。そして、Bの甲建物が5,000万円で売却できたとする。XCDEの債権の合計額は1億円であるから、残念ながらXCDEは債権を全額回収できないこととなる。この場合、X・C・D・Eは、4,000万：3,000万：2,000万：1,000万（4：3：2：1）で5,000万円を分けることとなる。

すなわち、X銀行が回収することができるのは2,000万円であり、4,000万円全額を回収することはできない。

※ 債権者には、債務者の責任財産を保全（確保）しておくための手段として、債権者代位権（423条以下）と詐害行為取消権（424条以下）が認められている。

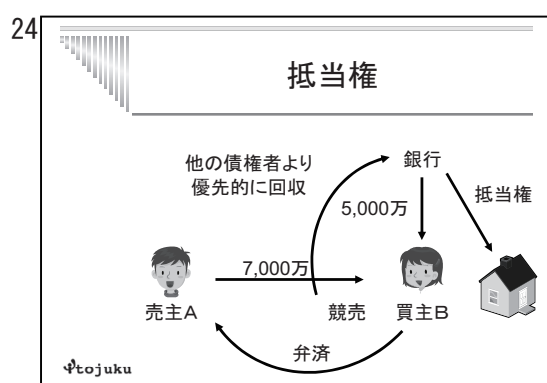
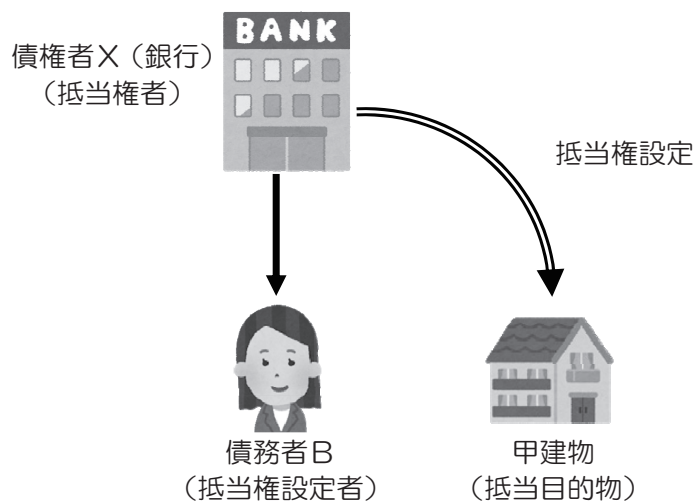
## 2 金銭債権の履行確保の手段

### Case 17

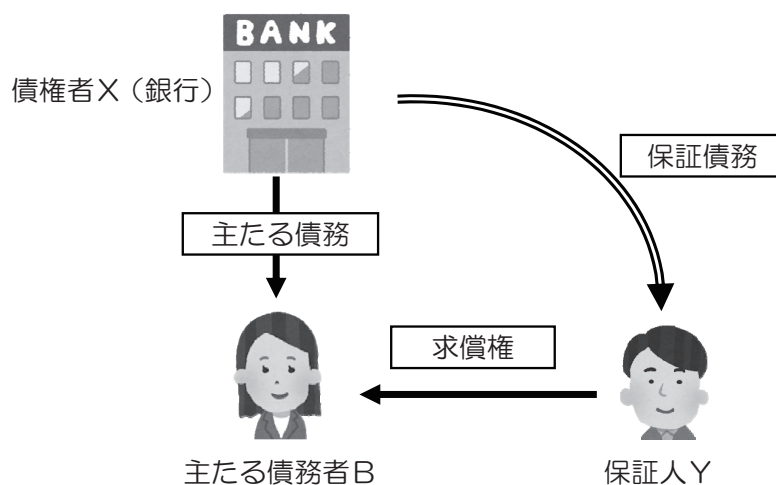
売主Aと買主Bとの間にA所有の甲建物について売買契約が締結された。しかし、買主Bは、7,000万円の売買代金全額を用意することができなかったため、売買代金7,000万円と自己資金2,000万円との差額5,000万円についてX銀行から融資を受けることにした。

前述のとおり、不動産、特に住宅を購入する際には、その全額を自己資金で用意することはできず、銀行その他の金融機関から融資を受けることが一般的である。この契約を金銭消費貸借契約といい（587条以下）、銀行（貸主）は債権者となり、買主（借主）は債務者となる。そして、この場合、銀行は、貸し出した金銭を確実に回収するため、次のような担保を要求することが考えられる。

- ① 買主が購入した建物に、物的担保である抵当権（369条以下）を設定する。抵当権の設定を受けた場合、銀行は、買主がローンの弁済を怠ったとき、抵当権を実行することになる。すなわち、建物を競売にかけ、銀行は、その競落代金から、他の債権者に優先して自らの債権を回収することができる。**Case 17**の後、X銀行が1,000万円の弁済まで受けた時点で、Bが支払不能となったとすると、**Case 16**の状況になる。そして、甲建物が抵当権の実行により、5,000万円で落札されると、その5,000万円からX銀行は他の債権者に先だって優先的に債権（4,000万円）を回収することができる。



- ② 抵当権の設定に加え、買主に対して、人的担保として資力のある保証人（446条以下）等を要求することがある。銀行は、保証人と保証契約を締結した場合、買主（主たる債務者）が弁済を怠ったとき、保証人に対して保証債務の履行を請求することができる。なお、保証契約は、書面でなければその効力を生じない（446条2項）。



Case 17 において、X銀行がYと保証契約を締結していると、Bが弁済ができなくなったとき、主たる債務者Bの残債務と同額の保証債務の履行を保証人Yに対して請求することができる。なお、Yは、Xに保証債務の履行をすると、履行した額の求償権をBに対して有することになる。

## 債権の一生

